

県産花きの展示開拓業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、福島県（以下「県」という。）が公募型プロポーザル方式により業務受託者を募集する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

「県産花きの展示開拓業務委託」

3 業務概要

中山間地を中心に形成されている県内の花き産地の主な出荷先は関東圏が多く、県内花き市場の取扱量に占める県産花きの割合は少ない状況である。一方で、花きを利用する県民や各種施設においては、県産花きの魅力や生産・販売状況についての認識が低いことから、他の農産物と異なり、県産花きを意識して利用するまでに至っていない。

また、県が令和4年に提案した「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」※は、各種イベントや情報発信等を通じて、県民の理解促進と取組の推進を図っているが、幅広い普及・定着には至っていない。

このため、県産花きをPRするイベントの開催、花き関係以外の異業種との連携による県産花き利用分野の拡大、旅館・ホテル、商業施設等への県産花きの展示、各種媒体を活用した県産花きの情報発信を行い、県産花きの認知度向上と需要拡大を図るとともに、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」の普及・定着を推進することを目的に行うものである。

（※「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」については、業務委託仕様書（案）を参照）

4 業務仕様

別紙「県産花きの展示開拓業務委託仕様書（案）」のとおり。

なお、具体的な業務内容については、業務委託予定者の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

14,550千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案した企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 業務の委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

7 参加資格

企画書を提出する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下の「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

8 実施のスケジュール

令和 7 年 2 月 20 日（木）	プロポーザル方式募集要領の公表 公募の開始
令和 7 年 2 月 27 日（木）正午まで	質問書の提出期限
令和 7 年 2 月 28 日（金）17 時まで	質問書への回答
令和 7 年 3 月 6 日（木）正午まで	参加申込書の提出期限
令和 7 年 3 月 12 日（水）正午まで	企画提案書の提出期限

令和7年3月21日（金）（予定）	一次審査結果の通知 （二次審査対象事業者の選定）
令和7年3月26日（水）（予定）	二次審査会の実施 （業務委託予定者の選定）
令和7年3月28日（金）（予定）	二次審査結果の通知
令和7年4月下旬（予定）	契約締結

9 手続きに関する事項

(1) 参加申込書、質問書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎9階）

福島県農林水産部園芸課（担当：主任主査 近内 智子、専門員 大友 勇雄）

電話：024-521-7357

FAX：024-521-8581

E-mail：engei@pref.fukushima.lg.jp

※ 募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部園芸課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035c/>）からダウンロードすること。

なお、園芸課窓口又は郵送等での配付は行わない。

(2) 質問書及び参加申込書の提出

ア 質問書

(ア) 提出書類：質問書（様式第1号）

(イ) 提出期限：令和7年2月27日（木）正午まで（必着）

(ウ) 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

(エ) その他：FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

(オ) 回答方法：競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、園芸課のホームページに2月28日（金）17時までに公表する。

イ 参加申込書

(ア) 提出書類：参加申込書（様式第2号）

会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等
（1部）

(イ) 提出期限：令和7年3月6日（木）正午まで（必着）

(ウ) 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

(エ) その他：FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

10 企画提案書の記載内容・様式、提出

(1) 記載内容

ア 本県現状を踏まえた本業務の考え方

本業務を実施する上で基本となる考え方、県産花きの需要拡大等に向けた方向性を提案すること。

イ 各事業の取組内容

仕様書に従い、各業務の取組事項、方法及びスケジュールについて具体的に提案すること。

ウ 業務の実施体制

本業務の目的を達成するための実施体制を記載すること。

また、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴等を明記すること。

エ 積算見積書

仕様書の業務内容ごとに、費目の内訳が分かるよう記載すること（花材等資材費、人件費、交通費、通信運搬費、印刷費など）。

また、消費税及び地方消費税が分かるように記載すること。

オ 効果測定の方法

本事業の実施による県産花きの需要拡大効果等を測定する方法や項目等について記載すること。

カ 県からの受託事業実績

県から受託した事業の実績（令和3年度から6年度まで）の一覧表を添付すること。

(2) 様式

様式は任意とし、10の(1)のア～オの全体でA4判両面10枚（20頁）以内とすること。表紙及び10の(1)のカは枚数に含まない。

なお、必要に応じてA3判の折込みを可とするが、片面2頁としてカウントする。

(3) 提出期限

令和7年3月12日（水）正午まで（必着）

(4) 提出方法及び提出部数

10部を郵送又は持参すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

企画提案書等の作成等に要する費用は、参加者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。

11 企画提案書の審査方法、評価基準

審査方法は、次のとおり公募型プロポーザル方式による。

(1) 一次審査（二次審査対象事業者の選定）

ア 審査方法

参加者からの企画提案書について、「(3) 評価基準」により書面審査を行い、

二次審査対象事業者（3者以内）を選定する。

イ 一次審査結果の通知及び公表

（ア） 期日：令和7年3月21日（金） 予定

（イ） 方法：企画提案書を提出した参加者全員に対し、書面で通知するとともに、福島県園芸課ホームページで公表する。なお、選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。

（2） 二次審査（業務委託予定者の選定）

ア 審査方法

一次審査で選定された事業者を対象に、ヒアリングによる二次審査を行う。事業者は企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が「（3）評価基準」による審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者を選定する。

イ 二次審査会

（ア） 日時：令和7年3月26日（水） 予定

※正式な開催日時及び場所は別途対象者へ通知する。

（イ） プレゼンテーション時間は25分以内（説明15分以内、質疑10分以内）

（ウ） 参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。なお、動画も可とするが、1分以内もの1本とする（必要機材は自前で準備することとし、準備に要する時間も説明時間を含むこととする）。

ウ 審査結果の通知及び公表

（ア） 期日：令和7年3月28日（金） 予定

（イ） 方法：二次審査会参加者全員に対し、書面で通知するとともに、福島県園芸課ホームページで公表する。なお、選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。

（3） 評価基準

下記の審査項目、配点及び評価基準により一次審査及び二次審査を行う。ただし、企画提案書の提出者が3者以下の場合是一次審査手続きを省略し、募集要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを確認の上、適合する全ての事業者を二次審査対象事業者として、その旨を書面で通知する。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた本業務の考え方	15点	現状及び業務内容の理解度等
2 各業務の取組内容	50点	県産花き需要拡大等への効果、実施内容の具体性、手法の実現性、スケジュール、履行の確実性等
3 業務の実施体制	15点	実施体制、業務の遂行能力等
4 事業費の妥当性	10点	実施内容に対する予算の妥当性等

5 効果の測定	10点	効果測定方法の妥当性
---------	-----	------------

12 企画提案書を失格とする事項

書類が次のいずれかに該当した場合その参加者を失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

13 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

14 その他

- (1) 企画提案のあった回数、規模を下回ることはないよう、実現可能な提案をすること。仮に、やむを得ない事情により実施計画書の内容を実現できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することを可能とするが、内容によっては、委託料の減額となることがあり得る。
- (2) 当業務は、令和7年度予算で執行するものであることから、業務は国及び県の予算が可決され、令和7年4月1日以降、予算の執行が可能となったときに確定するものである。